

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北見市

2 構造改革特別区域の名称

きたみ果実酒特区

3 構造改革特別区域の範囲

北見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)位置概要

北見市（以下「本市」という。）は、北海道東部に位置し、市域は東西に長く、東西に延びる道路の距離は約 110km に及び、東はオホーツク海とサロマ湖、西は大雪山国立公園に面している。

また、北海道の市町村で最も広い面積を有しており、その面積は 1,427.41k m²、市内を流れる常呂川と無加川の流域沿いに市街地と農地が形成され、周囲は、面積の約 64%を占める森林と山地に囲まれ、豊かな自然環境が広がっている。

(2)気候

気温は、年間を通して寒暖の差が大きく、春から夏にかけてフェーン現象が発生し易く、盛夏期の最高気温は 30℃を超える日もあるが、その期間は短い。冬季は、流氷が沿岸に接岸する 2 月頃に最も寒くなり、氷点下 20℃以下となる厳しい寒さの日が続くことも多い。

また、降水量は年間約 800mm、最深積雪は約 70cm と北海道では比較的少ない地域で、年間を通して晴天に恵まれる日が多く、国内での日照時間が長い地域ともなっている。

(3)人口

人口は、2000 年までは増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向が続き、2015 年の国政調査結果では 120,788 人（世帯数 56,202 世帯）、高齢化率は 30.2%となっている。

若い世代の人口流出が大きく、転出数が転入数を上回っている。今後も高齢世代の増加が見込まれている。

(4)産業

本市は、オホーツク圏域の中核都市で、基幹産業は、第 1 次産業であり、戦前に世界市場の約 7 割を占めたハッカの生産が盛んであったが、現在は、畑作を中心に水稻、畜産、果樹栽培などの多様な営農形態のもと、玉ねぎの生産量では日本一となっている。

なお、果樹栽培の内、りんごは 2 経営体、約 4ha、ブドウは 3 経営体、約 4ha で栽培されており、生食用のほか、近年、加工（醸造）用ブドウの栽培に取り組み始めたものもいる。

就業人口は、2015年の国政調査結果では55,971人、第1次産業が3,903人（約7%）、第2次産業が9,632人（約18%）、第3次産業が38,336人（約69%）となっている。

(5) 地域づくり

本市では、農業の振興に資するため2018年度から2022年度までを期間とする第3次北見市農業振興計画および2016年度から2020年度までの5年間を期間とする第2次北見市地産地消推進計画を策定している。

市のイベントにおいて実施している市民アンケートの結果では、市民の地元産農産物への関心は高く、地産地消を推進することは、本市の基幹産業の活性化に資するものであり、生産者と消費者の顔が見える取組みを推進している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の果樹生産は少数であるが、新鮮で安全・安心な果実の提供のほか、収穫体験等も出来る生産者と消費者の交流の場としての役割も担っている。

オホーツク地方は、かつて北限の産地としてりんごの生産が行われていたが、現在、市内の生産者は、栽培が少なくなってしまった当時の品種「旭」を継続して栽培し、直売の他、加工品や果実酒の開発、販売等、収益力向上のための努力を行っている。

一方で、農業者が新たに醸造用ブドウの栽培に取り組み、自ら設立した醸造所で果実酒を製造・販売することで地域振興を図ろうとしており、これらを支援することは、北見市が推進している地産地消の取組みと合致する。

また、新たな特産品が生まれることで、6次産業化による農産物の付加価値向上の実践ひいては地域の活性化となるものであることから、規制の特例措置を活用し、果実酒製造に参入し易い条件整備を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、北海道を代表する農業地帯のひとつであるが、後継者不足や高齢化の進展などで農業者数は減少しており、担い手に農地が集積していくことにより規模拡大が進み、労働力不足等の課題も顕在化している。

また、日本の食料供給基地として、首都圏などの消費地に向けて広大な土地を活かした大規模に出荷する営農形態が中心で、消費地の近くで近郊農業を行っている地域と比べて農業者が農産物の付加価値を高める6次産業化等に取り組むことが難しい現状もある。

このような現状の中で、近年、醸造用ブドウの作付けを開始し、徐々に作付面積を広げている事業者がいるものの、果実酒の醸造にあたり酒類の製造免許に係る最低製造数量基準に達することは困難となっている。

このことから、規制の特例措置を活用することで、事業者が、自ら栽培した果実を自らの手によって果実酒を製造することが可能となり、市民に対してPRおよび販売することで本市が取り組んでいる地産地消の推進につながることを期待できる。

また、商品開発が行われた旭りんごの果実酒は、市外の事業者によって製造されたが、規制の特例措置がなされれば、今後、市内で製造されることが大きく期待できることから、規制の特例措置を活用することで、本市での製造を推進することが可能となる。

以上のことから農産物の高付加価値化の取組みとして本市の農業の振興のみならず、地域全体の活性化にも繋がることを期待できることから、本特例措置を活用する意義は大変大きいものである。

6 構造改革特別区域の目標

特例措置を活用することにより、市内で生産された果実での酒類製造事業に取組みやすくなり、他事業者が果実酒製造に参入することが期待できる。

新たな特産品を生み出し、ブランドの確立を図ることで、生産者と消費者の交流促進と地域経済の活性化を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域農業の振興

農産物の高付加価値化による収益力の向上が図られるとともに、新たな特産品の創出による販路の開拓や拡大が見込まれる。

また、取り組みを市内外へPRすることで、新たな6次産業化の気運の醸成と本市の知名度向上が期待できる。

(2) 新たな特産品による地産地消の活性化

北見市産を謳える果実酒の誕生により特産品販売に携わる関係団体や地元販売店・飲食店等と連携し、周知・販売を図ることで、生産者と消費者の交流の拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	2020年度	2023年度
特産酒類製造事業者数	1件	2件
果実酒製造量	2kℓ	7kℓ

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北見市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供、販売を通じて地域活性化を図るために、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ぶどう、りんご又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6 キロリットル）が 2 キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、新たな特産品の創出が図られ、農業振興ならびに地域の活性化に寄与する。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。